



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月29日(金) 号外(第15号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(医務課)	2
○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(住宅政策課)	2

規則

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十号

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則(平成二十二年群馬県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「館林市の全域及び渋川市の全域」を「桐生市、伊勢崎市、館林市及び渋川市の全域」に改める。

別記様式第一号中「館林市・渋川市・伊勢崎市・館林市・渋川市」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十一号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営住宅管理条例施行規則(昭和三十五年群馬県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「第二十四条第三項」の下に「(条例第二十七条の二第三項(条例第五十一条において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項、第三十九条第三項及び第五十一条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第二十四条第四項」の下に「(条例第二十七条の二第三項(条例第五十一条において準用する場合を含む。))」を加える。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(共益費の範囲)

第三十四条の二 条例第二十七条の二第一項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 階段灯、廊下灯及び外灯に係る電気の使用料及び消耗品費
- 二 エレベーター及び給水施設に係る電気の使用料
- 三 共用水栓に係る水道の使用料
- 四 共同施設及び汚水処理施設の使用及び維持運営に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、施設等の維持運営に要する費用であつて、入居者の共通の利益を図るため知事が必要と認めるもの(共益費の額の算定)

第三十四条の三 条例第二十七条の二第二項の規則で定める方法は、一月につき、算定する日の属する年度(以下この条において「算定年度」という。)の前年度における当該県営住宅に係る前条各号に掲げる費用の額を算定年度における当該県営住宅の入居者数で除して得た額を十二で除して得た額に当該費用に係る施設等の使用の状況等を勘案して知事が定める率を乗じて得た額に、徴収及びこれに伴い必要な事務に要する費用に相当する額を加える方法とする。ただし、これによることができず、又はこれによることを適当としないときは、知事が別に定める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中

「4 敷金(家賃の3か月分) 円

5 回居することができる者

を

「4 共益費月額 (群馬県営住宅管理条例第27条の2第1項の規定により知事が徴収する共益費で、その額は、毎年度、施設等の使用の状況や徴収に要する費用等を勘案して定めます。) 円

5 敷金(家賃の3か月分) 円

6 回居することができる者

を

別記様式第九号中

「4 敷金(家賃の3か月分) 円

5 入居承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

6 回居することができる者

を

「4 共益費月額 (群馬県営住宅管理条例第27条の2第1項の規定により知事が徴収する共益費で、その額は、毎年度、施設等の使用の状況や徴収に要する費用等を勘案して定めます。) 円

5 敷金(家賃の3か月分) 円

6 入居承認の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

7 回居することができる者

を

別記様式第三十八号中「充当前未納家賃」を「充当前未納家賃等」とし、「充当後未

「納家賃」や「充当後未納家賃等」及び

年 月	金 額	年 月	金 額

を

に改め

内 容	年 月	金 額	内 容	年 月	金 額

「入居者は、下記のとおり県営住宅を退去しますので、群馬県県営住宅管理条例の規定により住宅を返還します。住宅のかぎは、すべて速やかに返却します。なお、未納の家賃及び私の責めに帰すべき事由による賠償金があるときは、敷金をもってこれらに充当しても異議ありません。」

を

「入居者は、県営住宅を退去しますので、群馬県県営住宅管理条例第 3 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。住宅の鍵は、全て速やかに返却します。なお、未納の家賃、同条例第 2 7 条の 2 第 1 項の共益費、損害賠償金等があるときは、敷金をもってこれらに充当しても異議ありません。」

に改め

「入居者は、県営住宅を退去しますので、群馬県県営住宅管理条例第 3 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。住宅の鍵は、全て速やかに返却します。なお、未納の家賃、同条例第 2 7 条の 2 第 1 項の共益費、損害賠償金等があるときは、敷金をもってこれらに充当しても異議ありません。」

条例第 2 7 条の 2 第 1 項の共益費、損害賠償金等」及び「明渡請求期限」を「明渡請求期限」に改め。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例(令和六年群馬県条例第三十九号)附則第二項の規定により条例の施行の前に行う共益費の徴収のために必要な行為に係る手続については、この規則による改正後の群馬県県営住宅管理条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の例による。(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県県営住宅管理条例施行規則の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
